

# EU指令に先行する廃家電への取り組み (オランダ)

アムステルダム事務所

オランダの廃棄物規制の取り組みは古く、70年代には既に汚染種類別の規制が制定されていた。90年代に入って環境保護法のもと規制、運営制度が整備され、98年には電気・電子製品回収政令が制定された。本レポートでは、オランダの環境保護法に基づく廃棄物処理規制の主な特徴を紹介した上で、電気・電子製品の廃棄物規制の概況とこれによる廃棄物回収の現状について報告する。

## はじめに

オランダでは、19世紀におきたコレラの流行に対する処置の一環として1900年頃までに既に主要都市では地方自治体による浄化規制があったが、国家レベルの規制が設けられたのはその後かなりの時間が経過してからである。73年の石油危機のような出来事は天然資源の貴重さ、また環境保護の重要さについて新たに注意を喚起し、政府はその都度、迅速かつ効果的な対応策を講じてきたが、それでも法的な対応は十分ではなかった。このため、環境法が導入され、76年に制定された化学廃棄物規制法や77年の廃棄物規制法のような汚染種類別の規定が設けられた。

しかし、個々の汚染問題に対する規定の相違が環境法の画一性を損ねていた。このため、この相違を克服するための第一歩として80年に環境保護基本法が公布された。だが80年代に起きた数々の汚染スキャンダルは状況の深

刻さを国民の前に露呈し、ついに89年、国家環境政策計画(NMP: National Milieubeleids Plan)が提出され、既に導入されていた環境保護基本法が環境保護法(Wet Milieubeheer)に統括され、93年3月に施行された。

## 1. 環境保護法に基づく廃棄物処理

93年の環境保護法施行後、94年1月1日に化学廃棄物規制法(76年)と廃棄物規制法(77年)は同法第10章、“廃棄物”の条項に組み込まれた。同章は廃棄物の発生阻止という初期段階からの取り組みを目的としており、その上で廃棄物の回収・処理規制による対策でさらに廃棄物への取り組みが強化されている。この章の主な特色は以下のとおり。

廃棄物の処理は発生防止 再利用 焼却 処分の順に処理をするよう促している。焼却・埋め立て処分は禁止されることがある。

特定製品の製造・輸入は禁止されることがある。

製造者、輸入業者に何らかの手段で（委託業などを介して）製品廃棄物の回収・処理を義務付けることが可能となった。

企業と廃棄物回収業者に廃棄物を分けて出すための種類別、または現場処理をするよう義務づけることが可能になった。

EU内外における廃棄物の移動に関して規制が定められている。

保健・福祉・スポーツ相は州または地方自治体の環境条例に規制の導入を定めることができる。

オランダの廃棄物処理問題への取り組みは、地方分権のかたちをとっており政府が概略を決め、それに基づいて地方・州が、施行するにあたってさらに具体的な内容や施行方法を決定するようになっている。93年の環境保護法の制定により、廃棄物処理分野は90年代に目覚ましい技術の進歩を遂げてきた。廃棄物処理業者連合や運営組織のための諮問機関が設置され、さらなる開発が促進されている。

現在オランダにある焼却設備は世界でも上位に入る高度な技術を所有する企業により開発されており、使用されている11の焼却設備は年間500万トンもの廃棄物の処理が可能で、膨大なエネルギーの供給源となっている。ここで生産されたエネルギーは98年に110万戸の家庭に供給され、焼却されて残った屑は道路建設のための基礎原料として用いられている。

種類別の回収が義務付けられている廃棄物は以下のとおり。

- a . 家庭廃棄物
- b . 有機材料
- c . 包装材料
- d . 瓶
- e . 紙・段ボール

- f . 合成物質
- g . 建築・取り壊しの廃材
- h . 廃棄自動車
- i . 危険廃棄物
- j . 電池
- k . 電気・電子製品

堆肥処理産業などはこの種類別廃棄物回収規制によって恩恵を受けた産業のひとつであり、有機材料の種類分けによって肥料や土地改良材への再利用にはずみがついた。

現在廃棄自動車、使用された紙、いくつかの合成建設材料の回収責任は製造者の任意で行われているが、タイヤ、電池、電気・電子製品については法律上で回収が定められている。

## 2 . 電気・電子製品の廃棄物に関する規制

92年から政府は関連企業、運営機関、団体とともに電気・電子製品回収システムの設置へむけて折衝を行ってきた。94年中頃、一度審議は暗礁に乗り上げたがその後95年末に経済相と住宅国土計画環境相は各組織、団体に廃棄物の回収計画書を提出するよう求めた。しかし、これらの多くの計画書が非現実的な回収システムであったことも踏まえ政府は98年4月21日に電気・電子製品回収政令を制定した。

### (1) 目的

電気・電子製品回収政令の基本的な目的は、電気・電子製品の回収体制の確立である。特に、電気・電子製品・同部品の最大限の再利用、廃棄物の回収による環境汚染リスクの抑制を実現する。またこの政令は製造者側の責任を明確にした上で、消費者、販売者、修理業者、地方自治体、製造者・輸入業者に汚染の防止(環境に優しい設計)、再利用の促進、低コストで実施可能な回収を提唱している。

.....

## (2) 政策決定

住宅国土計画環境省のフェールマン廃棄物政策担当によると、政府は個々の製造者・輸入業者だけでなく冶金産業協会（FME - CWM）や97年にオフィス用品の輸入業者・生産業者協会（VIFKA）から名称を変更したオランダ情報通信技術協会（V-ICT Nederland）など関連機関や団体にも働きかけており、こうした地道な努力はオランダ電気・電子製品回収協会（NVMP）の設立にも結びついている。

製造・輸入業者側は廃棄物の回収が製造者側の責任であるという点に異議を申し立てているが、電気・電子製品の処理や再利用の強化は事実上避けられない問題であるため、大方の企業・団体は受け入れざるを得ない状況である、ともフェールマン氏は述べている。ソニーやフィリップスなどの企業はこの点において率先して対応にあたっている。

## (3) 政令の施行

電気・電子製品回収政令には以下の5つのグループが重要な役割を担っている。

### 消費者

消費者による廃棄物の投棄には2つの方法がある。ひとつは、オールド・フォー・ニュー（Old for New）規制といい、消費者が代替製品購入の際、廃棄物を販売者に無料で引き取ってもらうというものである。もうひとつは、オールド・フォー・ニュー規制が当てはまらない場合（例えば消費者が代替製品を購入しないが廃棄物を投棄する場合）であり、その場合消費者は地域の回収サービスを依頼することができる。

### 販売者

販売者はオールド・フォー・ニュー規制が適用された場合、消費者が廃棄する製品を無料回収する義務がある。販売者は廃棄物を第三者に売る、または製品の製造者・輸入業者、もしくは地方自治体に引き渡すことができる。ただし、クロロフルオロカーボン（CFC<sup>注</sup>）を放出する冷蔵庫・冷凍庫には唯一この規制は当てはまらない。CFCの放出を最小限に抑えるために冷蔵庫・冷凍庫は最終処分されなければならない。

### 修理業者

修理業者は修理不可能とみなされた製品また消費者が修理業者に製品処理を委託する場合に製品を廃棄物として回収することが多い。

### 地方自治体

地方自治体は家庭用電気製品の廃棄物回収義務を保持する。これまでは主にオールド・フォー・ニュー規制に当てはまらない大型電気製品に関するのみの適用だったが、小型電気・電子製品の種類別回収、また販売業者からの製品回収義務も最近追加された。

### 製造者・輸入業者

製造者・輸入業者は販売者、修理業者、地方自治体が引き取った廃棄物を回収する義務がある。製造者・輸入業者は2005年まではメーカーに関わりなく代替製品販売で販売者が引き取った廃棄物を引きとる義務がある。地方自治体または修理業者からメーカー別に引き取るのは合法化されていない。

製造業者・輸入業者はこれらの義務の履行計画を個人または団体を通して政府に提出しなければならない。

---

(注) フッ素、炭素および塩素で構成された物質で、科学的に安定で、不燃性、毒性がないなどの性質を有するため、ターボ冷凍機の冷媒、各種断熱材の発泡剤、電子部品等の洗浄剤などに使用されている。なお塩素を含むためオゾン破壊係数が高い。

電気・電子製品の分別は以下のとおり。

- a . 冷蔵庫・冷凍庫
- b . 暖房器具
- c . 湯沸かし器
- d . 洗濯機・乾燥機
- e . 調理器
- f . 音響機器
- g . 映像受信機器
- h . コンピュータ
- i . 印刷機器
- j . 通信機器
- k . 蓄電機器
- l . その他台所電化製品
- m . 電気・電子工具
- n . その他家庭用電気・電子製品

製造者・輸入業者による計画提出期限、回収義務の発効日および施行開始日などは以下のとおり。

提出期限までに計画を提出しなかった製造者・輸入業者は50ほどあったが、環境保護監査機関からの警告により義務は遵守されている。

製品グループ	発効日	計画提出期限	回収システムの実施
a . d . e . g . h . i . j	98年6月1日	98年9月1日迄	99年1月1日より
b . c . f . k . l . m . n	99年1月1日	99年3月31日迄	2000年1月1日より

#### (4) 回収負担金の有無

電気・電子機器回収に関する政策作成過程において、関連企業や組織は団体や機関を通し結束をはかっている。これら団体ではオランダ情報通信技術協会(V-ICT Nederland)とオランダ電気・電子製品回収協会(NVMP)が2大組織となっている。NVMPのバックス女史によると、他の組織もNVMPを参考としたり、NVMPの回収手法に類似する方法を導入しており、政府へ提出する回収計画もNVMPと同様の内容であることなどから最終的にはNVMPに参加する組織も少なくない。

NVMPは製品販売の際、その製品の値段に加え回収負担金を一部消費者に求めるという方法をとっており、この負担金で廃棄物の処理・再利用のコストを賄っている。回収負担金が高すぎるという非難もあるがこのシステムは個々の回収・再利用の必要に応じた負担金の設定をしており、特に再利用のための費用は技術の開発とともにコストダウンが可能である。

現在のところ、回収負担金は製品によってさまざまである。ポータブルラジオの2.5ギルダーからオープンレンジやビデオの15ギルダー、冷蔵庫、冷凍庫の40ギルダーまで金額範囲も広い。しかし、ブロンク住宅国土計画環境相によると、2001年2月時点で廃棄物の回収・処理は予想を上回り効率的に実施できていることが明らかになり、その結果、回収負担金は今後減額される見通しである。NVMPがテレビの回収負担金を25ギルダーから7.5ギルダーへ値下げすることに同意したことなどはその一例である。

一方、V-ICT Nederlandは情報通信技術( ICT )製品販売の際、消費者に対し回収負担金を課してはいないが、その代わり廃棄物処理業者に回収を委託し、製造者・輸入業者に後日、その費用を請求するという方法をとっている。フェールマン氏はこのV-ICT NederlandとNVMPの相違は次にあげられる基本的な違いから生じるものとしている。

ICT製品は他の製品と比べ処理・再利用にかかる費用が少ない。

ICT製品は一般的に寿命が短い。

ICT産業は各製品の利幅がより大きい。

ICT製品は処理・再利用のシステム構築にかかる費用が安価。

このような条件が背景となり、ICT廃棄物の処理・再利用は電気・電子機器廃棄物と比べ資金的に製造者・輸入業者が負担しやすい

.....

のが大きな理由であるとフェールマン氏はみている。

一方で、ICT製造者・輸入業者が回収を自費で賄うV-ICT Nederlandを選ぶ主な理由として、フィリップスのステークスICT担当は個々が回収システムを独自に管理できる点をあげている。これは「フリーライダー」の存在を無視できないマーケット事情とも関係が深い。「フリーライダー」とは回収団体に参加しない製造者・輸入業者の事であり、多くの場合、小規模で未登録のため摘発が難しいとされている。メーカーに関係なく廃棄物回収費用がV-ICT Nederlandによって負担される場合、実際のところ「フリーライダー」によって回収されるべき廃棄物が回収団体によって行われる、つまり回収団体費用が流用されてしまう。現在V-ICT Nederland、住宅国土計画環境省はともに「フリーライダー」摘発の強化、また回収団体への参加を呼びかけを促進している。しかし、いまだ政府による摘発のための十分な対策がされていないとステークス氏は指摘している。

#### (5) 電気・電子機器廃棄物専門処理業者

他の廃棄物処理業界と歩調を合わせながらも、ここ数年電気・電子機器廃棄物の処理業者たちの専門性が顕著に現れてきている。現在、アイントホーフェンにあるクールレック (Coolrec) がマーケットリーダーとしてあらゆる電気・電子機器 (主に冷蔵庫、冷凍庫やテレビ) を処理している。他にはスクラフェンダールにあるHKS スクラップ・メタルズ (HKS Scrap Metals、大型電気・電子機器)、アイントホーフェンのミーレック (MIREC、テレビ、小型電気・電子機器)、アペルドーンのリサイドゥール (Recydur、その他電気・電子機器) などがある。マールヘーゼのホーフアース・トランスポート (Hoogers Transport) やリンデンのフォンク&カンパニー (Vonk & Co) など、NVMP

と契約している電気・電子機器廃棄物専用輸送業者も存在する。

#### (6) EU指令との関わり

住宅国土計画環境省のフェールマン廃棄物政策担当によると、オランダはブリュッセルに派遣している代表者を通してEUの政策決定に意見を反映させることが可能であり、欧州議会も各国から集まる代表者のための諮問委員会を設置し専門家の意見を聞く場を提供している。

オランダの各関連組織は欧州規模の組織を通して意見を述べるができる。例えばV-ICT Nederlandは欧州機械、電気・電子工学、金属加工連合 (ORGALIME)、欧州情報通信技術産業協会 (EICTA) を通して意見交換を行っている。EICTAは2000年1月1日にECTELとEUROBITの合併によって設立され、欧州16カ国から成る22のICT組織と26のICT関連大企業で構成されており、現在3,000の欧州ICT企業を包括している。これらの組織はEU指令作成段階で各国の代表者また直接欧州委員会を通して意見を述べる事が可能である。EU理事会で決定された内容は直ちにオランダの政令に反映され、政府を介してNVMPやV-ICT Nederlandに通達されるようになっている。

フェールマン氏はオランダの政令の大部分が既にEU指令と調和していると考えている。西欧諸国の中でもオランダは最も電気・電子機器廃棄物回収政令の施行が進んでいる国のひとつといえるが、これはオランダがこの分野において先進的で、なおかつ経験が豊富であることから、EU指令に影響を与える立場にあるためといえる。

在蘭日系企業の大多数が既に廃棄物回収関連組織に属しているとみられるが、今後、新規に進出する日系企業にこの規制の存在と関連組織について周知する必要がある。

# Report 3 .....

## (7) システム実行上の問題点

環境保護監査機関によると、家庭用電気製品に関する規制が十分に守られていないと、強制行動をとるケースがある。

同監査機関はクロロフルオロカーบอนを放出する冷蔵庫の輸出、売買は依然続いているとみている。違反が摘発され、約2,000の冷蔵庫が処理されたケースもある。

家庭用電化製品を無料で回収していない販売店が存在している。同監査機関からの警告によって回収が履行されている。

ICT市場における「フリーライダー」を関連組織に登録させることが困難である。フィリップスのステークスICT担当は住宅国土計画環境省による「フリーライダー」の摘発に必要な対策が欠如していることを指摘している。